宇治市産業会館展示コーナー運用基準

1 目的

宇治市産業会館に来館される多くの市内外からの利用者等に、展示物を通して市内 産業のPRや魅力を発信するために、市内事業所の製品や商品及びサービスについて 広く情報発信する。

展示コーナーは市内産業の新たな情報発信の拠点とし、常時、メッセージを発信し、かつ、魅力ある展示を行い、産業振興を図ることを目的とする。

2 展示場所

宇治市産業会館1階 産業情報コーナー 「うじらぼ」内

3 出展者要件

展示コーナーに出展できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を設置している者(法人、個人問わない)
- (2) その他展示コーナーの設置目的の達成に資する出展が可能であると宇治市及 び宇治商工会議所(以下、「会議所」という。)が認めたとき

4 展示物要件

- ・展示コーナーに展示できる物は、以下のいずれかに該当するものとする。
- (1) 市内で製造されたもの又は市内で販売されている商品
- (2) 事業の内容や製品になるまでの過程等を表現した展示物やパネル
- (3) 事業所のイメージやロゴ等を表現した展示物やポスター等
- (4) 市内事業所が制作した絵画、書、手芸、写真、彫刻などの芸術作品等
- (5) その他展示コーナーの設置目的の達成に資するものとして宇治市及び会議所 が特に認めたもの
- ・以下のいずれかに該当するものは展示不可とする。
- (1) 生もの等の食品類(ただし、外箱のみの展示や長期にわたり常温保存が可能なものについては、可とする。)
- (2) 危険物
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び展示にふさわしくない宣伝に係るもの
- (5) 展示コーナーを変形、破損するおそれのあるもの
- (6) その他展示コーナーの設置目的に適さないと宇治市及び会議所が認めたもの

5 出展申込

・指定する募集期間内に申込書を宇治市又は会議所まで提出する。

6 出展審査

- ・宇治市及び会議所は希望者からの申請内容を審査基準に基づき、審査を行い、出 展の可否を決定し、希望者へ結果を文書にて通知する。
- ・上記において決定の通知があれば、事業所は直ちに「宇治市産業会館使用許可申 請書」を会議所まで提出する。

7 出展料

- ・1 区画あたり 100 円/1 か月とする。
- ・出展料の日割り計算等は行わないものとする。

8 展示区画

- ・区画の大きさ等は別図1のとおり。
- ・区画数は8区画とする。(上段4区画、下段4区画)
- ・上段、下段以外の区画場所の指定はできないものとする。
- ・同時期に展示スペースを超える出展申請があり、展示を必要と認めた場合は、宇 治市及び会議所の判断により展示区画を調整するものとする。

9 展示期間

宇治市及び会議所が指定する期間

10 展示物の搬入及び撤去

- ・展示物の搬入及び撤去作業は出展者が行うものとする。
- ・搬入及び撤去作業日時は、宇治市及び会議所が指定する期間内に行うものとする。

なお、展示物の搬入及び撤去期間は展示期間に含みます。

11 原状回復

- ・出展者は、展示物の撤去後、速やかに展示コーナー内を原状に回復するものとす る。
- ・出展者の故意又は過失により展示コーナーの汚損、滅失等が生じた場合、出展者はこれを速やかに宇治市及び会議所に報告し、これを原状回復し、要する費用又はこれによって生じた損害の費用を負担するものとする。

12 展示物の破損滅失等

展示物の盗難、破損、紛失、天災その他事故による損害については、宇治市及び会議所は一切賠償の責を負わないものとする。

13 その他

上記のほか展示コーナーの運用に関して必要な事項については、宇治市及び会議 所が別途定めることができるものとする。

(別図1)

